

# 第 10 章

## ダイオキシン類

## 第 10 章 ダイオキシン類

### 概 況

ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や薬品類の合成の際に、意図しない副生成物として発生し、自然界で分解しにくく、健康面等への影響が大きい物質である。

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「ダイオ法」という。）が平成 12 年 1 月に施行された。ダイオ法は、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染土壌に対する措置等を定めている。ダイオ法により、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設やダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設として特定施設が定められ、特定施設を設置している者又は設置しようとしている者は届出が義務付けられた。

#### (1) 届出の状況

ダイオ法の対象となる事業場と施設の数 は表 10-1 のとおりである。

また、ダイオ法では、ダイオキシン類を発生し、環境中へ排出する対象施設設置者に対し、ダイオキシン類濃度の測定結果の報告を義務付けている。設置者による排出ガス、排出水及びばいじん・燃え殻中のダイオキシン類測定結果は、それぞれ表 10-2、表 10-3 及び表 10-4 のとおりであり、すべての施設が排出基準等に適合した。

**表 10-1 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設状況(令和 5 年 3 月 31 日現在)**

施 設 名		事業場数	施設数
大気	5. 廃棄物焼却炉	3	5
水質	15. 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	2	2
	18. 水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設		1
	計		3
		2	

表 10-2 排出ガス中のダイオキシン類測定結果

番号	工場・事業場名称	所在地	施設の種類の	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	排出基準 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )
1	一宮市環境センター	奥町字六丁山52番地	廃棄物焼却炉 (1号焼却炉)	R4. 7. 26	0. 0038	1
2			廃棄物焼却炉 (2号焼却炉)	R4. 7. 15	0. 00015	1
3			廃棄物焼却炉 (3号焼却炉)	R4. 8. 22	0. 00034	1
4	丸福メタル株式会社	北今字堀田52番地	廃棄物焼却炉	R5. 3. 30	1. 3	10
5	一宮市西部浄化センター	萩原町花井方字古川新田10番地	廃棄物焼却炉	R4. 6. 30	0. 00017	5

※排出基準値の差は、施設の焼却能力及び設置年月日による。

表 10-3 排出水中のダイオキシン類測定結果

工場・事業場名称	所在地	施設の種類の	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)
一宮市西部浄化センター	萩原町花井方字古川新田10番地	・廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	R4. 6. 30	0. 0067	10
		・水質基準対象施設からの汚水等を処理する 下水道終末処理施設			

表 10-4 ばいじん・燃え殻中のダイオキシン類測定結果

番号	工場・事業場名称	所在地	施設の種類の	ばいじん (ng-TEQ/g)		燃え殻 (ng-TEQ/g)		処理基準 (ng-TEQ/g)
				採取年月日	測定結果	採取年月日	測定結果	
1	一宮市環境センター	奥町字六丁山52番地	廃棄物焼却炉 (1号焼却炉)	R4. 7. 15	0. 12	R4. 7. 26	0	3
2			廃棄物焼却炉 (2号焼却炉)			R4. 7. 15	0	3
3			廃棄物焼却炉 (3号焼却炉)			R4. 8. 22	0	3
4	丸福メタル株式会社	北今字堀田52番地	廃棄物焼却炉	R5. 3. 31	0. 16	R5. 3. 31	0. 16	3
5	一宮市西部浄化センター	萩原町花井方字古川新田10番地	廃棄物焼却炉	R4. 6. 30	0	R4. 6. 30	0	3

(2) ダイオキシン類の状況

大気、水質（水底の底質を含む）及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況について、常時監視を行った。環境測定の結果は、それぞれ表 10-5、表 10-6 及び表 10-7 のとおりであり、すべて環境基準に適合した。

なお、測定地点は図 10-1 のとおりである。

**表 10-5 ダイオキシン類(大気)測定結果**

測定対象	測定年月日	毒性当量	平均値	環境基準
		(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	(pg-TEQ/m <sup>3</sup> )
大気	令和4年5月6日～5月13日	0.017	0.012	0.6以下
	令和4年7月14日～7月21日	0.012		
	令和4年10月6日～10月13日	0.0068		
	令和5年1月12日～1月19日	0.0090		

**表 10-6 ダイオキシン類(水質)測定結果**

測定対象		測定年月日	毒性当量	環境基準
			(水質：pg-TEQ/L、 底質：pg-TEQ/g)	(水質：pg-TEQ/L、 底質：pg-TEQ/g)
公共用水域	水質	令和4年9月13日	0.74 (平均値)	1以下
		令和4年12月7日		
	底質	令和4年10月6日	0.94	150以下
地下水		令和4年8月3日	0.014	1以下

**表 10-7 ダイオキシン類(土壌)測定結果**

測定対象	測定年月日	毒性当量	環境基準
		(pg-TEQ/g)	(pg-TEQ/g)
土壌	令和4年8月3日	0.033	1000以下

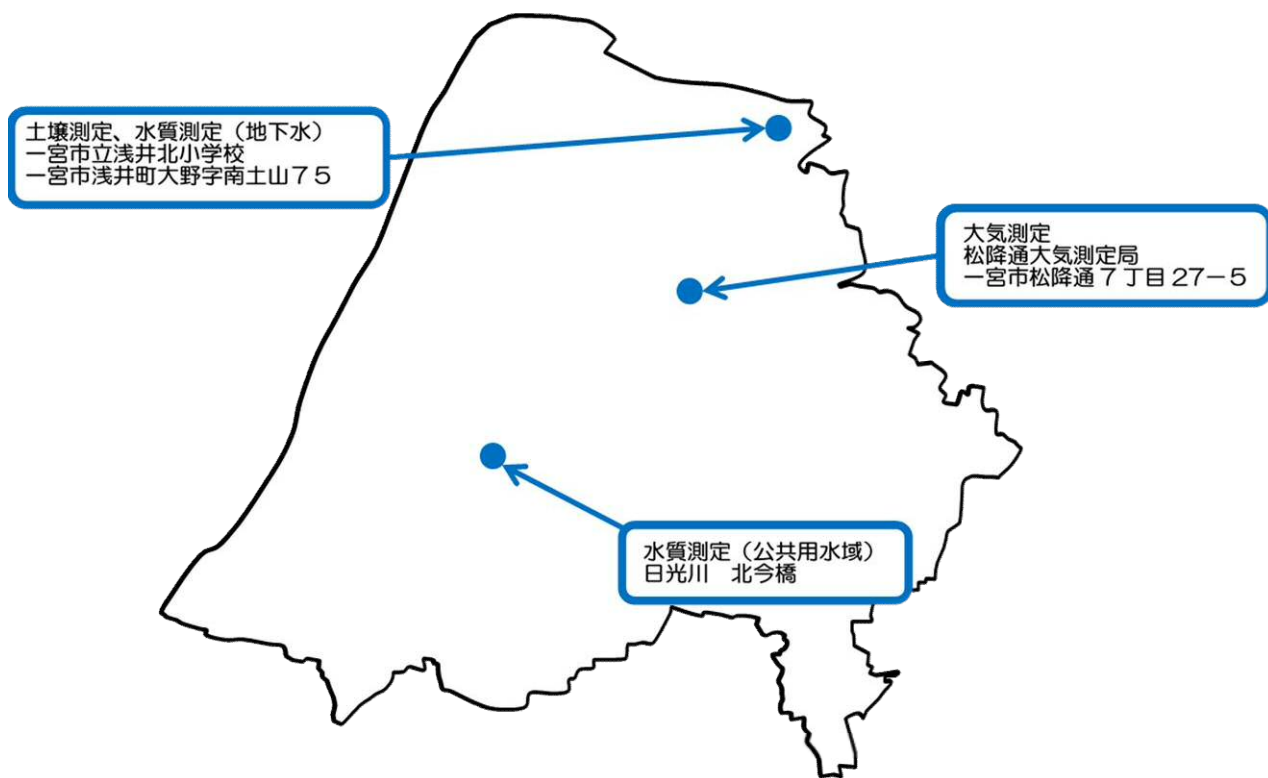


図 10-1 ダイオキシン類測定地点